令和7年度和歌山県チャレンジド工賃水準倍増事業業務委託仕様書

- 1 委託業務名 令和7年度和歌山県チャレンジドエ賃水準倍増事業業務
- 2 契約期間 契約日から令和8年3月31日まで
- 3 業務の目的

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設及び同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下「障害者就労施設」という。)における工賃・賃金の向上を図るための取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

4 業務の内容

業務の内容は、令和7年度和歌山県チャレンジド工賃水準倍増事業実施要綱(以下「要綱」という。)の「4 事業の内容」のとおりとする。

なお、各業務の実施にあたっては、以下に留意すること。

(1) 工賃・賃金向上コーディネーター(以下「コーディネーター」という。) の配置 ア コーディネーターの配置の目的

地域性や障害者就労施設の特色に応じた個別の相談に加え、企業等と障害者就労施設間の連携促進を支援し、障害者就労施設の工賃・賃金の向上を図る。

また、次の(2)から(6)までに記載された事業の企画、調整及び運営を行う。 イ コーディネーターに求められる視点

障害者就労施設が主体的に工賃・賃金向上に取り組むことができるように障害者 就労施設に経営手法をアドバイスできる者であって、企業・農業者等との調整力、 共同受注のための障害者就労施設の職員や関係機関との調整力や研修会等の企画力 があること。

- ウ 配置人数 原則として、1人以上配置する。
- エ 配置期間 原則として、委託期間内は常に配置する。
- (2)障害者就労施設職員の人材育成(生産活動への企業的手法の導入)のための研修等 に係る事業
 - ア 目的

障害者就労施設における直接処遇職員が営業や販売に関する専門的知識・技術を 習得するとともに、経営者及び管理者は企業的経営による施設運営への意識改革を 図る。

イ 研修会

(ア)要綱4(2)ア

次に掲げる内容を実施するものとする。

- a 工賃・賃金向上の考え方
- b 工賃・賃金向上の基礎知識
- c 営業・対外交渉の方法について
- d 好事例の発表

(イ)要綱4(2)イ

次に掲げる内容を実施するものとする。

- a 工賃・賃金向上の考え方
- b 経営意識や経営能力の向上に向けて
- c 好事例の発表

(ウ)要綱4(2)ウ

次に掲げる内容を実施するものとする。

- a 和歌山県内外を問わず、工賃・賃金向上に成果を上げ、経営の優良な障害 者就労施設の視察
- b aの経営者、管理者及び直接処遇職員との意見交換
- c aにおける取組の紹介

(工)要綱4(2)工

次に掲げる内容を実施するものとする。

- a 和歌山県内外を問わず、ICT機器を用いた運営の効率化について成果を上げ、経営の優良な障害者就労施設の視察
- b aの経営者、管理者及び直接処遇職員との意見交換
- c aにおける取組の紹介

(オ)要綱4(2)オ

次に掲げる内容を実施するものとする。

- a 和歌山県内外を問わず、就労事業会計管理に優れ経営改善計画を策定し 成果をあげている経営の優良な障害者就労施設の視察
- b aの経営者、管理者及び直接処遇職員との意見交換
- c aにおける取組の紹介

ウ 実施回数等

上述イ(ア)から(オ)までのいずれかを合計で3回開催することとし、契約日から令和8年3月10日までの期間に実施するものとする。

なお、上述イ(ア)及び(イ)の実施時間は1日あたり6時間程度、(ウ)(エ)及び(オ)は1日あたり4時間程度とする。

工 定員

定員は、上述イの(ア)(イ)(ウ)(エ)及び(オ)とも1回あたり30名程度とする。

(3) 工賃・賃金向上アドバイザー(以下「アドバイザー」という。) 派遣事業

ア 目的

高い専門技術・企画力を持つ専門家を障害者就労施設へ派遣し、商品の質の向上、商品開発や直接処遇職員の販売技術を向上させ、工賃・賃金の向上を図る。

イ 留意事項

障害者就労施設からの希望により、コーディネーターが当該施設の経営面・作業 面等の分析を行った結果、アドバイザーの派遣が必要と判断した場合に、各施設の 実情に応じた分野 {要綱4(3)} について、1施設あたり3回以上実施するものとする。

なお、アドバイザー派遣の前に、派遣先の障害者就労施設に関する経営等に関する課題及び改善点等について、書面で県に報告するものとする。

(4) インターネット等を活用した工賃・賃金向上に資する取組等の情報提供

ア 目的

障害者就労施設が提供する物品や役務の提供内容に関する情報を提供することにより、住民が障害者就労施設において生産された商品等を購入する意識を高めるとともに、工賃の向上を促進することとする。

イ 内容

障害者就労施設等の物品及び役務の情報を県が指定する様式にて一覧表にし、電子データにて県に提出すること。また、受託者のホームページ等においても情報提供を行うこと。

ウ 留意事項

受託者のホームページ等の運用にあたっては、セキュリティ対策を講じること。 また、ホームページの構成は、A4サイズのフルカラーでホームページに掲載するデータとして使用できるものとし、和歌山県に電子記録媒体で提出すること。

なお、成果品はその著作権の全て(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)が和歌山県に帰属するものとする。

(5) 展示・即売会及び商談会の開催

ア 展示・即売会

(ア)目的

障害者就労施設で障害者が製造する商品や日頃の訓練を生かして制作した製品を展示即売することにより、生産活動を通じて社会参加への意欲を助長し、自立 を促進するとともに、品質向上及び販路拡大を図り、工賃の向上を促進する。

(イ)回数

2回以上とする。(12か月間)

(ウ) 留意事項

受託者が主催または共催により展示・即売会を開催し、県内の障害者就労施 設が出展するものとする。

ただし、県外の展示・即売会については、他団体が開催する催事への参加も 認めるものとする。

展示・即売会の開催にあたっては、地域の催事との共同開催等、効果的な集 客に配慮して実施するとともに、障害者就労施設

が生産する商品の販路拡大や障害者の工賃向上に繋がるように工夫するとと もに、受託者のホームページ等を活用して出展者

の募集や県民への障害に対する理解を深めていただくための広報活動や情報 提供をすること。

イ 商談会

(ア)目的

障害者就労施設で障害者が製造する商品や製品の販売促進のために消費者ニ

ーズを把握しているバイヤー(仕入担当者)と直接商談することにより販路拡大を図るとともに、当該商品に対する評価を品質向上や商品開発につなげ、工 賃の向上を促進することとする。

(イ) 出展者

商品や製品の販売を希望する障害者就労施設とする。

(ウ)回数

1回以上とする。(12ヶ月間)

(エ) 留意事項

流通企業(小売店、通信販売会社等)のバイヤー(仕入担当者)が多く参加するように、受託者のホームページ等を活用した広報活動や情報提供、コーディネーターによる企業訪問等を行うこと。

また、出展する障害者就労施設は、経営者、管理者及び対外的交渉を担当する直接処遇職員が必ず参加すること。

(6) 農福連携(林業・水産業を含む)推進のための支援

ア 農福連携に関する相談業務

(ア)目的

農福連携に関する相談窓口を設置し、農福連携を始めようと検討している障害者就労施設や農業等生産者に対し、地域資源や利用可能な制度等の情報を提供することで、農福連携の普及推進を図る。

(イ) 留意事項

農福連携を始めようとする障害者就労施設や農業等生産者に必要な情報(利用可能な公的制度、地域の農福連携の取組状況、切り出しが可能と考えられる農作業等)を常時収集・整理し、相談者に分かりやすく農福連携の概要を伝達するとともに、相談内容を整理の上、相談段階に応じた支援内容を提示し、必要に応じ関係機関等への引継ぎを円滑に行うこと。

(ウ) 配置人数

原則として1人以上配置し、兼務とすることができる。

(エ)配置期間

原則として委託期間内は常に配置する。

イ 障害者就労施設及び農業等生産者への農福連携に関する情報発信

(ア)目的

農福連携に関する情報を発信することで、農福連携に取り組んでいる事業所の生産物の販路拡大及び農福連携に取り組む主体の創設等を促進し、農福連携の普及推進を図る。

(イ)内容

農福連携に関するシンポジウム等を開催し、障害者就労施設及び農業等生産者に対し、農福連携に関する情報を発信する。

また、和歌山県公式農福連携応援サイト及び受託者のホームページ等にて、障害者就労施設及び農業等生産者に対し、農福連携に関する情報を発信する。

(ウ) 回数

シンポジウム等の開催について、1回以上とする。(12ヶ月間) 和歌山県公式農福連携応援サイト上の記事の更新について、12回以上行うも のとする。(12ヶ月)

(エ) 留意事項

受託者のホームページ等の運用にあたっては、セキュリティ対策を講じること。

また、受託者のホームページの構成は、A4サイズのフルカラーでホームページに掲載するデータとして使用できるものとし、和歌山県に電子記録媒体で提出すること。

なお、成果品はその著作権の全て(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)が和歌山県に帰属するものとする。

ウ 障害者就労施設及び農業等生産者へのマッチング支援

(ア)目的

農福連携にあたり、障害者就労施設と農業等生産者のマッチングの支援を行うことで、農福連携の推進を図る。

(イ) 支援内容

農福連携を希望する障害者就労施設及び農業等生産者の開拓を行う。

また、和歌山県公式農福連携応援サイト等を活用し、農福連携を希望する障害者就労施設及び農業等生産者とのマッチングが円滑に行われるよう支援を行う。

マッチングの依頼があった場合には、障害者就労施設及び農業等生産者双方の条件等を考慮した選定を行う。

エ 農業等の専門家の派遣による農業技術等の指導や助言及び6次産業化への取組支援

(ア)目的

農業等の専門家が年間を通じて継続的に障害者就労施設の職員に対する農業 技術等の指導等を行い、農福連携の推進を図る。

(イ) 支援内容

農業技術の指導や助言は、播種・定植、栽培管理(耕耘・芽かき・間引き・収穫等)とする。

また、6次産業化への取組支援は、原材料の安定供給、品質管理、施設の安全・衛生管理、販路開拓、パッケージデザイン等とする。

(ウ) 対象

農産物や農産物加工品を生産している障害者就労施設とする。

オ 農福連携マルシェの開催

(ア)目的

農福連携に取り組む障害者就労施設及び農業等生産者等の製品・農産物の展示販売等を行い、農福連携の周知や障害者の理解を深める。

(イ) 出展者

農福連携に取り組む障害者就労施設、農業等生産者及び農産物・農産物加工品等を生産している障害者就労施設とする。

(ウ)回数

1回以上とする。(12ヶ月間)

(エ) 留意事項

開催にあたっては、農産物の販売等を目的とした他のイベントとの共催や地域の催事への参加等、効果的な集客に配慮して実施するとともに、障害者就労

施設が生産する商品の販路拡大や障害者の工賃向上につながるように工夫すること。

カ 農福連携に取り組んでいる障害者就労施設の好事例の収集及び他事業所への意識 啓発

(ア)目的

農福連携に取り組んでいる事業所における好事例を収集し、他の障害者就労 施設に共有することで意識啓発を行い、農福連携の取組をより効果的に行う。

(イ) 留意事項

収集した好事例は、他事業所への意識啓発を随時行うこと。その記録は書面にて県に提出すること。

キ 障害者等の農作業等体験を実施する農業等生産者への支援

(ア)目的

障害者等の農作業等体験を実施することで、障害者及び農業等生産者の農福連携に対する理解促進を図る。

(イ)回数

1回以上とする。(12ヶ月間)

5 業務の実施体制

- (1) チャレンジド工賃水準倍増事業業務全体を総括し、業務を効果的に推進するため、 企画や調整を行う機能を有する拠点を県内の1か所に設置すること。なお、この役割 を担うコーディネーターは、当該拠点に配置すること。
- (2)必要に応じて、行政機関や障害者就労施設と連携すること。
- 6 予算執行者との協議及び予算執行者への報告に関する事項
- (1) 受託者と予算執行者は事業の目的を共有し、常に連携を図りながらこの事業を実施 する。なお、必要に応じて、業務の取組に関する内容や手法に関して協議を行うもの とする。
- (2)業務の内容又は仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じたときは、その都度、 協議するものとする。
- (3) 受託者は1か月の業務が終了する毎に、業務に関する報告を行うものとする。
- (4)上述(1)から(3)の協議、報告及び情報の共有のため、定期的に打合せ会議を 行うものとする。(会議の開催回数や日程は双方協議の上決定する)。

7 業務に要する経費の限度額

6,378,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)